

令和 3 年 1 月 2 1 日
秦野市福祉部国保年金課

報道機関 各位

国民健康保険短期被保険者証の誤送付について

本年 1 月 1 4 日、国民健康保険税に未納がある世帯に対し、国民健康保険短期被保険者証（以下「短期証」という。）を送付しましたが、送付の必要のない世帯に対して、誤って「短期証」を送付したことが判明しましたので、その概要について報告します。

1 事案の概要

(1) 判明した日

令和 3 年 1 月 1 5 日（金）

(2) 事実確認

国民健康保険税に未納がある世帯のうち、納付状況に応じて被保険者との納税相談等の機会の確保を目的として有効期限の短い「短期証」を送付しています。

現在交付している「短期証」の有効期限が本年 1 月 3 1 日で満了するため、2 月 1 日から使用する「短期証」の発送を行いました。しかし、「短期証」を送付した一部の被保険者から保険証が既に手元にあるのに、保険証が届いたとの問い合わせがありました。

事実を確認したところ、送付の必要のない世帯へ、「短期証」を送付していることが判明しました。

2 原因等

「短期証」の送付に当たり、まず、国民健康保険税の納付状況から「短期証」交付対象となる候補世帯について、「短期証」の印刷を行いました。

候補世帯のうち、令和 2 年度中に一部納付や納税相談を行った場合などは、「短期証」を交付しないこととなるため、「短期証」を引き抜く必要がありますが、この引き抜き作業の一部がなされなかったため、本来送付する必要のない世帯へ、誤って送付してしまったものです。

3 影響（対象者数）

誤送付件数 277世帯

既に交付済みの国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）及び誤って送付した「短期証」はいずれも有効なものであり、その使用に当たり市民の皆様には不利益は生じることはありません。

4 事案への対応

(1) お詫び文の送付

本年1月18日付けで、対象者277世帯に対して、今回の誤送付に対しお詫びするとともに、誤って送付した「短期証」を裁断の上、破棄していただき、引き続き交付済みの「被保険者証」を使用していただきたい旨をお願いする文書を送付しました。

(2) 再発防止への取組み

被保険者証等の交付について、現在の作業工程や確認方法を含めた業務マニュアルを見直し、作業工程の改善を行い、チェック体制の強化をします。

5 内田副市長のコメント

今後は、二度とこのような事態が生じないように、細心の注意を払い確認の徹底を図ってまいります。

問い合わせ 国保年金課長 陶山 茂

電話 0463-82-9613

本日は午後6時まで在席しています。